森林保全推進員取扱要領

（平成２４年７月２日制定）
（令和２年４月１５日改定）

第１　趣旨

この要領は、林業を所管する地域機関において保安林内の巡視に関する業務に従事する森林保全推進員（以下「推進員」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第２　身分

推進員の身分は、ボランティアとする。

第３　認定期間

推進員の認定期間は、原則として４月１日から３年目の３月 31 日までの３年間とする。ただし、活動内容が優秀と認められる者については更新することができるものとする。

第４　認定

推進員の認定は、地域振興局長が行う。

第５　職務

１　推進員は地域振興局長の要請に従い、次の職務を行うこととする。

（１）　森林保全に関する巡視業務

ア　保安林内の無許可伐採等、違法行為に関する事項

イ　山火事の防止に関する事項

ウ　危険木の発見等に関する事項

エ　廃棄物不法投棄発見に関する事項

オ　保安林等案内標識、山火事予防標識等の点検

カ　その他森林保全に関する事項

（２）　違法行為及び危険木等に関する情報提供

２　推進員は、地域振興局長の招集する定期又は臨時の会議に出席することができる。

第６　報酬

推進員の報酬は、無償とする。

第７　身分の証明

１　地域振興局長は、推進員に対し、身分を示す証明書及び腕章をそれぞれ交付するものとする。

２　推進員は職務に従事するときは、前項の腕章を着用するとともに証明書を携帯し、請求があるときはこれを提示するものとする。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は地域振興局長が別に定める。

付則

（施行期日）

この要領は、令和２年４月１５日から施行する。